

第二期 武雄市子どもの未来応援計画 (概要版)

～すべての子どもの自立までを見守る社会へ～

武雄市子どもの貧困対策実行計画 (令和3年度～令和7年度)

教育大綱「組む」

未来を担うすべての子どもを主人公に

1. 子どもの貧困対策の基本理念と取組姿勢

武雄市の子どもを取り巻く状況に対し、武雄市教育大綱「組む」における「未来を担うすべての子どもを主人公に」の基本理念も踏まえ、子どもの貧困対策として次に掲げる基本理念と取組姿勢をもって臨む。

①基本理念

- 全ての子どもたちが現在から将来にわたり生まれ育った環境に制約を受けることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指す。
- 次代の担い手である子どもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す。
- 学校段階のギャップを埋め、地域の力も活用した長期的・継続的な支援として、子どもに寄り添う伴走型支援を確立し、早い段階からその解決や予防に向けて取り組む。
- 子どもたちが義務教育後も安心して進学、または自立して社会人となるための支援強化に取り組む。

②取組姿勢

(1) 子ども視点で連鎖を断つ

「早い段階からの予防」、「連鎖を断つ」の視点から施策を実施。

(2) 学校をプラットフォームに

子どもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進。

(3) 「困難度が高い」世帯への支援

子どもの養育に関し「困難度が高い」世帯への重点的支援。

(4) 全市的な取組み

将来を支える人材育成として、横断的・総合的に施策を推進。

(5) 地域等との協働

子どもを取り巻く地域、民間の企業・団体等が協働して推進

(6) 継続的な取組

当面今後5年間で中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。子どもの実態に関する指標を設定し、定期的に計画の点検を実施。

(7) 自治体間の交流と国等への働きかけ

積極的な情報交換と、国や県、関係機関に対する要望、連携強化を図る

2. これまでの取り組み

武雄市の未来を担うのは子どもたち。武雄市では、平成 28 年 4 月に「こどもの貧困対策課」を設置し、5 月より庁内に教育・福祉等の関係職員を含めた「こどもの貧困対策ワーキンググループ」を設置。全ての子どもたちが生まれ育った環境に制約を受けることなく、夢と希望をもって未来を切り開いていける社会の実現を目指し、こどもの未来を応援するための基本方針となる「こどもの未来応援計画」を策定し、伴走型支援、教育・学びの支援、生活・養育環境の支援、就労・経済的な支援の 4 つの施策の柱を基に取組みを進めてきた。

主な施策

子どもに寄り添う伴走型支援（こどもの笑顔笑顔コーディネーター設置事業）、就学援助制度の拡充（新入学用品費の前倒し支給・増額、高等学校進学等準備金の新設）、放課後補充学習支援事業、ファミリーサポート制度（ひとり親生活応援事業）、ひとり親家賃助成事業、こどもの医療費の拡充他

3. 武雄市の子どもを取り巻く現状

実態調査等からわかった武雄市における現状認識

困難度が高い世帯

親必要と思う支援について、「保育や学校費用の軽減」が最も多く、次いで多いのは「奨学金制度の充実」。

医療や健康にかかわるサポート、住宅支援、就業のための支援の拡充が必要と考えている割合も高い

親子育ての心配や悩み事を持っている割合が高く、生活費や将来の教育費の心配とともに、自分の健康状態や仕事、周囲との人間関係に関する心配の割合も高い

子自己肯定感が相対的に低い

子テレビや動画、スマートフォン等を長時間見る、ゲームをする割合が高い

・義務教育後については、自治体から子どもたちの生活実態がみえづらくなり、支援が行き届きにくい

・個人情報保護という課題から、支援に必要な情報が得られない、共有しにくい

・ヤングケアラー等対応が複数の部署にまたがる相談対応が難しい

4. 計画改定のポイント

見えてきた課題

子どもの自立に向けた支援
(義務教育後の支援)

義務教育後については、自治体からは生活実態の把握が難しい。生まれ育った家庭環境等を理由に進学をあきらめないための経済的負担の軽減や、支援機関と連携し、高校中退予防、中退者・無職者・ひきこもり者と支援情報をつなぐ。

複合的な問題の相談体制の整備

ヤングケアラー問題等部局を跨ぐ課題に対応するためには現状の縦割りの相談体制だけで対応が難しい。複合的課題にも相談対応できる体制の整備を目指す。

子どもの貧困対策に関する個人情報の一元化

個人情報の壁により、支援に必要な情報であっても取得することが難しい問題がある。国のデジタル庁の開設に伴い、子どもの貧困対策に必要な情報の一元化について取り組む。

対応強化すべき課題

伴走型支援の拡充

妊娠期・乳幼児期から小・中学校・高校と成長段階の隙間をつなぎ伴走する伴走型支援の支援体制の拡充により、より多くの困り感を抱えた児童・生徒、保護者を支援につなぐ。

困窮世帯・ひとり親世帯等への支援拡充

ひとり親家庭の支援他、困窮世帯の医療費支援等各種支援の拡充により、困窮世帯、困り感を抱える世帯の負担軽減を図る。

地域・団体との協働による子どもと保護者の孤立防止

子どもや保護者が孤立せず、地域で育てるという観点で、支援がより多くの家庭に届くように地域・団体との協働による子育てを目指す。

5. 施策の柱と主な事業（案）

I. 子どもに寄り添う伴走型支援	<p>子どもに寄り添う伴走型支援の確立</p> <p>「少し気になる子ども」に対し、早い段階からその解決や予防に向けて、子どもに寄り添う伴走型支援を継続。アウトリーチでの訪問支援や他機関との連携強化、体制拡充等支援を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの笑顔コーディネーター設置事業（拡充）など
II. 教育・学びの支援	<p>①「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへ環境整備</p> <p>地域の子どもは地域で育てる観点で、地域とともにある学校を構築し、専門家を活用した環境整備を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業（拡充）など
	<p>②学力・体験支援</p> <p>さまざまな機関と「組む」という視点で、基礎学力の定着や学習習慣の確立、生き抜く力の基盤となる体験活動の支援を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等補充学習支援事業 ・学力向上対策 ・体験活動支援 ・資格取得支援
	<p>③就学支援・学びの環境支援</p> <p>新入学の際の負担軽減や奨学金等支援を充実させ、給付・貸与・減免等の多様な制度の認知度向上を図る。子どもの貧困問題の啓発により早期発見を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助制度の拡充（高校進学等準備金他） ・奨学金制度の拡充 ・子どもの貧困早期発見リーフレット
III. 生活・養育環境の支援	<p>①親子への生活・養育環境の支援</p> <p>子育て世帯が孤立することなく、子どもを養育できる生活環境の確立を支援。</p> <p>ひとり親家庭の養育費の確保の取組み、食支援を推進。相談体制の拡充を図り、ヤングケアラー問題等複合的課題について相談・支援できる体制を構築する。</p> <p>子どもの貧困対策における個人情報の一元化を図る。親の養育能力・養育意識向上支援を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・公正証書補助 ・個人情報一元化の取組 ・ネット・スマホ・ゲーム依存対策 ・フードバンク活動事業者支援事業 ・子ども家庭総合支援拠点事業 ・重層的支援体制整備事業 ・学習用端末等活用した不登校者支援（拡充）
	<p>②保護者の生活支援</p> <p>保護者の養育意識・養育能力の向上を図る。保護者がそれぞれの能力を発揮できるような支援を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・産後ケア事業 ・病児・病後児保育事業
	<p>③子どもの生活支援・居場所づくり</p> <p>学習習慣の定着や安心して過ごせる居場所づくりの推進。地域や民間団体の居場所や子ども食堂等との連携、取組み支援により孤立防止、食支援等協働による子育てを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ・笑顔ルーム事業 ・子どもの居場所支援・連携
	<p>④子どもの自立に向けた支援</p> <p>支援者間の連携強化により把握しづらい義務教育後の支援を推進し、支援情報の整理、配布により、高校中退予防、中退者・無職者・ひきこもり対策の推進を図る。</p> <p>※義務教育後の奨学金他進学に関する支援の強化についてはIIの(3)に分けて記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関連携の強化 ・対象把握及び支援情報提供 ・就職活動支援 ・就労準備支援事業
IV. 就労・経済的な支援	<p>①就労の支援</p> <p>正規雇用につなぐ支援、就業環境の改善に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 ・就労準備支援事業 ・就職情報提供
	<p>②経済的な支援</p> <p>給付事業等の支援と柔軟な支援方策の推進。医療費助成対象の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成事業（高校生等の医療費助成）